

令和2年 第3回教育委員会会議録

令和2年3月27日（金）

甲州市教育委員会

### 第3回教育委員会 会議録

日 時 令和2年3月27日（金）（午後2時30分から）

場 所 甲州市役所2階 第2会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

|       |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 教 育 長 | 保 坂 一 仁 | 職 務 代 理 | 荻 原 浩 洋 |
| 委 員   | 矢 崎 秀 明 | 委 員     | 石 川 順 子 |
| 委 員   | 永 田 清 一 |         |         |

一 欠席した委員は次のとおりである。

（なし）

一 出席した者は次のとおりである。

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 教育総務課長 | 村 松 泰 彦 | 教育総務課 L | 河 村 敬   |
| 生涯学習課長 | 辻 学     | 生涯学習課 L | 武 井 一 弘 |
| 文化財課長  | 飯 島 泉   | 文化財課 L  | 廣 瀬 勝 正 |
| 指導主事   | 山 田 浩   | 教育総務課 L | 清 水 修   |
| 事務担当   | 窪 川 はづき |         |         |

一 欠席した者は次のとおりである。

（なし）

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 甲州市教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について

日程第3 甲州市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

日程第4 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について

日程第5 甲州市立小中学校共同学校事務室運営規定制定について

日程第6 甲州市子ども支援スタッフ設置要綱の一部を改正する要綱制定について

日程第7 甲州市の成人式のあり方に関する答申について

日程第8 甲州市中央公民館の自主事業のあり方に関する答申について

日程第9 甲州市塩山図書館分館（甘草屋敷子ども図書館）の運営に関する答申について

教育長 ただいまから、甲州市教育委員会3月定例会を開催いたします。  
本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に矢崎委員を指名いたします。  
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。  
私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

教育長 ほかにご質問、ご意見等ございませんか。  
「なし」の声

教育長 それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。  
日程第2 議案第6号 甲州市教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について教育総務課長お願いします。

教育総務課長 議案第6号 甲州市教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定についてご説明させていただきます。趣旨といたしましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことに伴い、教育職員が学校教育活動を行う時間の上限を定めるものであります。内容でございます。規則制定の背景でございますけれど、令和元年12月11日に公布された、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教育職員が学校教育活動を行う時間の上限を設定し、教育職員の健康及び福祉の確保を図るものであります。規則の内容でございます。市教育委員会がサービスを監督する教育職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭）の時間外在校時間の上限を1箇月45時間以内、1年間に360時間以内とする。（児童生徒に係る臨時的な特別な事業による場合は、1箇月100時間未満、1年間720時間未満、連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内に、かつ、時間外在校等時間45時間を超える月は年間6箇月まで）というようなことで、主に教職員の働き方改革の一環でございまして、長時間勤務が教員の実態で露わになったところで、こういう規則を定めることによりまして勤務時間、在校時間を短くしてもらおうというようなことで、市町村でも規則をつくりなさいよという指示がございましたので、こういう規則を新たに制定するというものでございます。よろしく願いいたします。

教育長 この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

永田委員 あ、国で働き方改革も教育の現場も例外ではないというふうに、平たく全部そういう対象だよという、制限はないと。教育の現場は今まで、現場の方々、先生方見ているとですね勤務時間があつてないようなもの。非常に不明確なところなので、頑張れば頑張るほどやらなければならないこととの関連性もあつて、非常に最近の、ちょっとひらきますが教職員の希望数が減ってきたというのも、そういうやはり働き方の内容の方も、或いは実態に非常に危惧されているところもあるかと思う。従いまして、市の方でもきっちりとこの時間数が守れるかどうかという、守るということが、一応それが目標でつくるのだけれども、こういう風に時間が定められて、そしてこういうことに則って働くんだよってということが、働く人達にとってみれば教職員にとっても、それは非常にありがたいことではないかというふうに思います。従いまして、この規則スムーズに実行できるように現場も努力することが大事だと思います。以上です。

教育総務課長 規則としてこういうことを定めるほかにですね、この4月から統合型の校務支援システムというシステムが導入されます。これによりまして、当初に児童生徒の情報を1回入力すればですね、違う作業のものにも全てそのデータが移行するというようなことでございますので、同じ作業を何回もするということが省略されます。で、試験内容には普段の積み重ねのデータも蓄

積されますので、そのままそれが成績表というような形で反映するシステムになりますので、まあ若干そういった最終的なものは教師が手を加えるものも出てきますけれども、いちから作るというのではなくてデータが移行されてきますので基本的には、そういう面でも多少の時間の短縮ができるかなというふうに考えております。また、部活動の指導員なんかも外部から入れたりとかですね、様々な工夫をしているなかで、今後規則で縛ってあります時間数で教職員が勤務できるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

教育長 その他ご意見ございますか。

矢崎委員 先生方の時間の管理はタイムカードでしょうか。

教育総務課長 現在は、タイムカードも何もありません。で、自己申告で1箇月の勤務時間数を報告してもらっています。4月からは校務支援システムが導入されますと、パソコンをたちあげたときに出勤、電源を切ったときに退庁ということで記録されます。でうっかり切り忘れたとか切れなかったということがなかにはあるかと思えますけれども、後は修正がきくようなシステムになっておりますので。それで今度はパソコン等で管理するというようなことです。

矢崎委員 できるだけせつかくこういう機能ですから、管理前からやっていますけれどもどうやってチェックする、その機能が働かないと意味がない。ということですから、例えば学校の最終退勤を誰がどうなってどうなっているとかそういうことを含めてやっていかないと意味がないので、この来復にならないようにするということが大事ななと思えますので、その辺もチェックをしていきたいというふうに感じますね。

教育長 また校長会等でこの機能について説明して、またチェック機能をしっかりとするというものになると思えますのでよろしく願いいたします。

その他ございませんか。

「なし」の声

それでは、日程第3 議案第7号 甲州市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について教育総務課長お願いします。

教育総務課長 それでは、議案第7号 甲州市立学校管理規則の一部を改正する規則制定についてご説明させていただきます。趣旨としましては、学校事務に係る業務を連携し、共同処理することにより、事務の効率化を進めるため共同学校事務室設置を規定するため、所要の改正の必要があるものがございます。内容につきまして、規定制定の背景についてでございます。今日の小・中学校では、学校全体の業務量が増大する中で、教員の児童生徒と触れ合う時間の不足が課題となっています。学校運営組織の見直しとして、効率的な事務処理体制の整備が必要であり、学校事務の組織体制の確立により、学校で唯一の行政職である事務職員の専門的な能力を積極的に活用し、様々な課題に対応していくため。複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行うための規定を行うための規定を整備するものであります。規則の内容としましては、2以上の学校に係る事務を事務職員が共同処理するための組織として、2以上の学校のうちいずれかに共同学校事務室を置くことができる。共同学校事務室に室長及び所要の職員を置くこととし、室長は共同学校事務室の執務を司る。室長及び職員は共同処理する学校の事務職員をもって充てるということで、まずこの管理規則の方の一部を改正して、この文言を14条2ということで、新たに付け加えるものであります。後程でできます議案第9号のところでの規定を制定して、事務室というのを運営していくような形になりますけれども、この学校事務室につきましてはやはり働き方改革の一環というのもあります。同じ学校の事務を各学校でやるよりは同じことやるんだったら事務室というのを設けてそこで一括処理してしまったほうが、人的にも時間的にもスムーズに行くというようなことと、或いは共同で同じような消耗品を買う場合に、一括して事務室がまとめて購入することによってコスト的にも安くなるという面もあります。

いろいろなメリットがあるということでこの学校事務室というものを設置するというようなことの法整備をするというものでございます。以上でございます。

教育長 この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

石川委員 パソコンなどを活用するというふうな理解でよかったですでしょうか。

教育総務課長 確かに今度入る支援システムの中に学校事務の部分がございまして、それももちろん活用するわけですが、いずれにしても各校いろんな学校でやっていたものを一括してできるものはそこでやるというような形ですので、特にパソコン関係を駆使するというようなものではないということです。

教育長 その他何かご質問・ご意見ございませんか。

矢崎委員 2以上のこと、ということになっていますね。この場合2以上は、甲州市の場合には2校或いは3校もある、ということでしょうか。それとも2校のなかでということになりますか。

教育総務課長 甲州市の場合には18校全部ということ。

矢崎委員 全部、一括で。そのなかに。

教育総務課長 そうです。

矢崎委員 じゃあ全部まとめてということ。

教育総務課長 2以上とは2より多いです。

矢崎委員 甲州市の場合には、まとめて室長でと。わかりました。

石川委員 じゃあどこの学校に置くとかっていうのも決まってるのでしょうか。

教育総務課長 今一応塩山中学校というような想定をしております。

石川委員 小中まとめてということですね。

教育総務課長 まとめようかなと思っています。そこへ事務室を置いて、各学校から事務の先生方が情報をそこで集中させると。

永田委員 非常にいいというふうにも感じますし、やはりコストの事も含めてなるほどなどは思うのですが、ただ18校がそこにあって、現実的にそこにあって、そこにいる事務員の方々も含めて、まあこれ室長がいて室長の採択云々かんぬんという、いずれまだ始まったばかりだからどうゆうふうになったっていうのは予測でしか言えないのですが、とにかく現場の学用品の購入にしても何にしてもスムーズに或いは、子どもにとってより良いものを導入する購入する、そういう意見交換の場とかそういうのをうんと大事にさせていただいて慎重に進めていただければと思いますね。

教育長 この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

それでは、日程第4 議案第8号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について教育総務課長お願いします。

教育総務課長 議案第8号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定についてご説明させていただきます。これにつきましては、英語指導助手が今年の4月から会計年度任用職員というような位置づけになります。その関係です、雇用期間が年度内というような雇用期間になってしまいますのでそのことを明記するというものと、1日の雇用時間を7時間45分未満とする。7時間45分になってしまうとフルタイム勤務ということになりますので、退職金が発生するというようなことになります。で、なるべく7時間45分未満ということで、パートタイムという位置づけになりまして退職金は発生しないと。で今までのALTの雇用も、退職金というのは一切触れていないというか規定はございませんでしたので、これを加えることによって従来と同じ雇用形態で会計年度任用職員、で声をかけていいというものでございますので、その部分を改正するものでございます。以上です。

教育長 この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長 それでは、議案第9号 甲州市立小中学校共同学校事務室運営規定制定について教育総務課長  
お願いします。

教育総務課長 それでは、議案第9号 甲州市立小中学校共同学校事務室運営規定制定についてご説明させて  
いただきます。最初に概要の方からご説明させていただきます。まず趣旨といたしまして、甲  
州市立学校管理規則第14条の2の規定に基づき、先程の規定でございます。甲州市立小中学  
校共同学校事務室における組織、運営及び業務等に関して必要な事項を定めるものであります。  
内容であります。規定の背景でございますけれど、事務職員の組織体制の確立により、学校で  
唯一の行政職である事務職員の専門的な能力を積極的に活用し、様々な課題に対応していくた  
め、複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行うための規定を整備するものであり  
ます。内容でございますが、共同学校事務室を実施する学校のうち中心となる学校を拠点校、  
拠点校と連携して業務を行う学校を連携校と規定をします。共同学校事務室には室長、副室長  
及び室員を置き、拠点校及び連携校の事務職員を充てます。共同学校事務室の所掌事務は、1  
番としまして、公立小中学校事務職員の標準的職務領域・職務内容に規定する職務の中で、共  
同で行うことにより適正化・効率化が図られる業務。2番としまして、甲州市立学校長に対す  
る事務委任規定により教育委員会から委任を受けた業務。3番としまして、事務職員の研修に  
関する業務。4番としまして、その他共同学校事務室で行うことが適当と認められる業務でご  
ざいます。施行期日は、令和2年4月1日というようなことになります。規定の概要について  
ざっとご説明させていただきます。第1条は趣旨を記載してございます。第2条が目的。第3  
条が組織になっております。先程説明したような内容でございます。第4条は職務でございま  
す。第5条で所掌事務が謳ってございまして、第6条専決事項、ここの部分がですね、教育委  
員会が学校長から権限委任された部分でございます。それから第7条が共同学校事務室の協議  
会というものを設立しますというようなことになっておりまして、協議会に学校長或いは教育  
長、教育委員会の事務職員がこの中に法整備をして入るといような形になります。で、別表  
1のところ標準的な職務というようなことで学校経営から一番最後専決事項まで記載がし  
てございます。こんなことを学校事務室の中でそれぞれ受け持っていていただくといような内容  
になっております。以上でございます。

教育長 この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

永田委員 質問いいですか。これは管理規則の一部をさっき改正して、学校運営のところメスを入れる、  
メスを入れるといつか効率よくといつか、そういう話があるんですが、ここになるとかつての  
事務幹とか順序的にリーダー的な存在があったんですけども、明らかに事務室を設置してそ  
こに室長を置いて副室長を置くと。当然先程の中にもあったのですが、室長副室長に該当する  
或いはそこにそういうふうな役を受け取る、受け持っていていただく方は現在いる事務幹とかそ  
ういところに当然いくと思うんです。そういうただ、ひとつ質問するといのは、一般の拠点  
校の事務職員の方々がどの程度この事務室、統合されている事務室のところ、どのくらいの  
所謂発言力があるのか。もっと言うと、下請けみたいになってしまってデータをあげると。デ  
ータをとにかくあげろよと。後は室長と上だけでまとめるよ、まとめるものを取りもってどう  
あげたかといようなことになりかねないから。学校運営するには学校長や他の学校の教頭、  
管理職がこういうふうにしたいと思ったときに、その意向に沿って上司とか動くじゃないで  
すか、ところが室長がそっちへ行くと、それはちょっとといようなことが生じてこんなち  
ょっと懸念がある。そういうことです。すいません。

教育総務課長 確かにそういった懸念もございます。その関係ですら、第7条に協議会というものを置きま

して、その協議会に、要するに事務室の上になる組織というような形になります。そこで学校長の入った中で運営をしていく。というような形、形式になります。で、確かに事務幹がこの室長という役職に当てはまるかと思えますけれども、18校ある学校の事務職が全ての学校共同事務室の室員ということです。全て集まってこなすということになりますので、ことはあれですけれども下請けみたいな形で、皆で共同してやるという組織づくりをしていくと。で、その監視を第7条にあります協議会の方で監視をしていくと。というような形になります。そうすると共同の事務室には、室長さん副室長さんなどは常に常駐なんですか。

石川委員

教育総務課長

まず拠点の事務局に籍を置きますので、その室員さんは常駐という形になります。で、他の方は事務室の運営でもっていざ集まってくださいということで、集まった段階で室員というようなことに切り変わるといことになりますので、常時設置ではなくて必要に応じて設置するというふうな形になります。

教育長

かなり甲州市、或いは東山の方はいろいろな統一的な教育協議会体制の中で、事務職の先生方が、18名がこう集まってですね、組織をもってやっていますので、スムーズに行くのではないかなど。共通的ないろいろなやり方を今までもやっておりますので、上手くいく可能性はあります。

教育総務課長

現状でも事務職員さんが一か月に1回は集まっていろいろなことをしていますので、それをそのまま移行する、要するに法整備ができててもできますよ、というふうな流れで考えておりますので、新たに新しいことをやったもらうことではなくて、今までやっていたものを要は法整備を行ったというような意味あわせでございます。

教育長

もうひとつは人事に関わることなんですが、塩山中学校に今回加員がいたたけることになりまして、事務職員が2名体制。そういうことについても、法的な整備がなされていないとかなり難しい状況だったんですけれども、これを制定することによってさらにいい整備ができたということで、県の方からもお墨付きがいただけるということになりました。その他ございますか。

職務代理者

教育総務課長

拠点校というのは今お聞きましたが、連携校というのは全てを含むのでしょうか。

永田委員

全てです。

意見ですが、さっき課長さんの方から共同学校事務室協議会というのが設置されるから、皆効果的に効率的にすごいやってる。そういう協議会をつくっているからその辺の心配はいいんじゃないか、心配することないんじゃないかということで説明されましたので仕組みとしては非常にわかりました。従ってここの、事務室協議会がどういう風に発言をしていくかということも大事なことで、あまり影響をかけるような発言でもいけないし、やたら逆らう、止めるような発言でもいけないしということで、第3者的な極める部分が、意見も言わなければいけないということになると思いますので、そういう意味ではちゃんと歯止めがかかっていると理解しております。

教育長

それではよろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、議案第10号 甲州市子ども支援スタッフ設置要綱の一部を改正する要綱制定について教育総務課長お願いします。

教育総務課長

それでは、議案第10号 甲州市子ども支援スタッフ設置要綱の一部を改正する要綱制定についてご説明させていただきます。これにつきましては、今までは明記はされておりましたが、職務の内容としまして教職員の指示等により、教職員の業務を支援する旨を追加するものでございます。これによりまして、教職員の指示によりまして、本来教職員が抱えている業務も支援もできるというような形になります。この文言を追加するものであります。以上でございます。

教育長 この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。  
石川委員 質問です。これを追加するとありますけれども、支援スタッフは他にどんな業務がありますか。  
教育総務課長 主にクラスに入って、主な職務とすればなんていうんですかね、ちょっと支援が必要な子ども達のところについて、子ども達に支援をしていくというのが主な業務で、ただ単に教室へ入って机を立ててたんですけれども、今度は教員の方のお手伝いもできるというような形をとらせていただくというようなことでございます。

石川委員 了解です。  
永田委員 この第3条1項1号のこの文面を拝見したときにですね、私が覚えてる限りは、子どもの指導等をさせない、例えばその全責任を負うのは担任の先生とか教師ですよね、教職員。教職員の指示がないのに、勝手なことをしてもらっては困るわけですよ、逆に言うと。そうすると或いは人任せにしたって、教職員が一步後ろに下がってもらっては困るわけです。そういう意味でいうと、教育の現場の在り様としては、こういう項目はちゃんと入れておかないと。逆にそこがないとけじめがつかない。誰が責任持つのってことになっていく。という、そういう理解でよろしいですかね。

矢崎委員 今までその辺がね、文書にしてなかったから。  
教育総務課長 そうですね。  
矢崎委員 ちょっと協力してもらえるからいいんじゃないですかね。  
教育長 よろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、日程第7・8・9・につきましては報告事項でありますので、一括して生涯学習課長お願いします。  
生涯学習課長 それでは、報告第2号・3号・4号につきまして、一括してご報告申し上げます。まず、報告第2号 甲州市の成人式のあり方に関する答申についてでございます。これにつきましては、昨年7月26日付けで教育委員会より、甲州市社会教育委員の会の社会教育委員の会義で、甲州市の成人式のあり方について諮問を行いました。これにつきましては、令和5年1月より成人年齢が18歳になるということで成人式をどのように取り扱ったらよいかということを諮問したものでございます。この答申が先日月曜日3月23日に社会教育委員の会議長の山本睦氏より保坂教育長に手渡されました。お手元でございます答申書でございます。それにつきましても、つい先日いただいたばかりでございますので、まだ生涯学習課としても内容詳細まで吟味しておりません。本日はご報告だけご勘弁をいただきたいと思います。また同じく第3号でございます。甲州市中央公民館の自主事業のあり方についてでございますが、これにつきましては、本年1月29日付けで公民館運営審議会会長山本睦氏に諮問を教育長よりもらったものでございます。同じく月曜日3月23日に公民館運営審議会会長山本睦氏より保坂教育長あて答申がございました。これにつきましても、中央公民館各地区公民館自治公民館が活発に活動している中でなかなか中央公民館は利益がないということでどうしてたらよいかということで、諮問をいただいたものでございます。これにつきましても、今から内容を確認する中で今後の活動のあり方に活かしたいと思っております。最後に報告第4号になります。甲州市塩山図書館分館（甘草屋敷子ども図書館）の運営についてでございます。昨年11月27日付けで甲州市図書館協議会会長矢崎富重氏より甲州市立塩山図書館分館（甘草屋敷子ども図書館）の運営についての諮問を行いましたところ、同じく先日月曜日3月23日に、甲州市図書館協議会会長矢崎富重氏より甲州市教育委員会保坂教育長あてに答申がございました。これにつきましても、開設から時間が経過した甘草屋敷子ども図書館につきまして、開館当初に比べて利用者が大幅に激減しているという中で、今後の運営についてどのようにしたらよいかという内容

の諮問に対するの答申でございます。これにつきましても、内容を精査し今後の図書館運営に活かしていきたいと思っております。報告は以上でございます。

教育長

以上、報告2号3号4号について、大きなテーマでありますけれども、今週の月曜日に答申をいただきました。これについてまた後で精査していただいたり、また教育委員会のほうにかけていただきまして、最終的にこの答申どおりにいくのか、また別の方針にいくのか決めていただくと思っております。そんなことで報告事項を3件については何かご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

それでは、提出された議案については以上になります。

それでは、次回 4月臨時教育委員会は4月1日午前11時から、4月定例教育委員会を、4月22日午後1時30分から開催したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、次回 4月臨時教育委員会は4月1日午前11時から、4月定例教育委員会を、4月22日午後1時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。